



2022年4月27日

各位

会社名 京極運輸商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 玉川 寿  
(東証スタンダード市場・コード9073)  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 羽入田 清隆  
電 話 03-5825-7131

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2022年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
- ① 変更定款案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更定款案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更定款案
第3章 株主総会  (新設)	第3章 株主総会  ( <u>電子提供措置等</u> ) <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

<p>第4章 取締役および取締役会 第 <u>16</u> 条～第 <u>25</u> 条 (条文を省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第 <u>26</u> 条～第 <u>34</u> 条 (条文を省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第 <u>35</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文を省略)</p> <p>第7章 計算 第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文を省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第 <u>17</u> 条～第 <u>26</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第 <u>27</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第 <u>36</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 第 <u>45</u> 条 <u>変更定款案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款はなお効力を有する。</u> ③ <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)  
定款変更の効力発生日 (予定)

2022年6月29日 (水)  
2022年6月29日 (水)

以 上